

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事要旨（令和 7 年 4 月 24 日開催分）

日時

令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

場所

東大阪市本庁舎 18 階会議室 1・2

出席者

（東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員）

潮谷会長、茨木副会長、池畑委員、高橋委員、田中幸子委員、田中宏一委員、濱田委員、村岡委員、李委員

（事務局）

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

樋口人権室人権啓発課長、人権室人権啓発課：菜嶋、亀田、川見、濱本

（関係者）

神田長瀬人権文化センター館長、上村荒本人権文化センター館長、本田人権室人権同和調整課長

会議次第

1. 開会
2. 委員委嘱・委員紹介
3. 会長、副会長の選任
4. 諮問・市長挨拶
5. 議事
6. 閉会

会議の公開及び傍聴人の数

公開／0 人

要旨

潮谷会長

委員の皆様については限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見を出していただけたらと思います。まず初めに先ほど市長から諮問いただいたわけですが、市として今回の諮問に至った経過について、事務局より説明をお願いします。

事務局

本市では、平成 16 年に制定した「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」のもと、人権が尊重される豊かなまちの実現をめざして、人権施策を推進してまいりました。

令和 5 年 4 月には、本審議会において時代に即した条例のあり方についてご審議いただいた結

果を受け、条例改正も行っております。

当時の審議会答申において、条例改正に盛り込むべき内容として、いわゆる人権三法をはじめとした社会状況の変化、人権施策の計画的な推進、事業者の役割の追加の三点を提言していただきました。また、人権課題の多様化と複雑化、本市としてのインターネット上の人権侵害への対応の必要性などにもご意見をいただいたところです。

それらを踏まえ、今回の審議会では、諮問事項の1つ目にありますとおり、本市が総合的かつ計画的に人権施策を推進するための指針についてご審議いただくことを念頭に置いております。

しかしながら、より喫緊の課題として、まずは諮問事項の2つ目にありますインターネット上の人権侵害に関する条例についてのご審議をお願いしたく存じます。つきましては、条例についての本市の考え方をご説明させていただきます。

インターネット上の人権侵害については、先ほど述べましたとおり前回の審議会でも触れられていたところです。インターネット技術の進歩や普及の速度はめざましく、「多くの人が容易に、自分の顔や名前を明かすことなく、世界中に情報を発信することができ、一度発信された情報は長くネット上に残り続ける」という特徴がございます。

インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害などが人を傷つけ、さらには死に迫りだけでなく、インターネットの技術が他の人権課題、例えば障害者差別、外国人差別、部落差別など結びつくことによって、被害を拡大・深刻化させている現状があります。

実際に、本市に関連する差別的な動画が投稿されるなどの被害を複数確認しております。このような投稿は、地域社会に分断や萎縮をもたらすものとして、断じて許すことはできません。

既存の「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」はあらゆる人権課題を包括するものであると認識しておりますが、その理念を補完・強化するものとして、市民がインターネット上の人権侵害において被害者にも加害者にもならないことをめざし、新たな条例の制定に向けてご審議いただきたく存じます。

潮谷会長

今回の審議に関する諮問の経過ということで、説明がありました。先ほど市長からも話がありましたように、インターネットによる人権侵害というのは大変深刻な状況であると。実際東大阪市の中においても被害を受けている方たちも出ているということもあり、条例化ということで、以前も答申の中にはインターネットによる人権侵害ということは記載されてはいましたが、これを取り出して、条例制定ということについて、皆さんにご議論していただき、答申としてまとめてもらいたいと。事務局、そういった内容でよろしいですか。

事務局

はい。まず、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害を防止する条例について、事務局より、条例案などを次回の審議会からご説明させていただきますので、審議会委員の皆様からご意見をいただき、そのまとめを諮問に対する答申としていただければと考えております。大まかな

スケジュールといたしましては、本日 4 月 24 日に第 1 回審議会。6 月下旬ごろ、第 2 回審議会。9 月頃に第 3 回審議会。12 月に答申を想定しております。その次の段階で、東大阪市人権尊重のまちづくりを進めるためにも、基本構想、指針などの策定をしていきたいと考えておりますので、ここの議論につきましては、条例の審議の次をお願いしたいと考えております。

潮谷会長

事務局の方から、審議におけるスケジュール、議題についての説明ということがありましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

高橋委員

失礼いたします。私の方からは、東大阪市人権長瀬地域協議会及び、意岐部地域人権協会を代表しまして、考え方等について、述べさせていただきたいと思います。東大阪市におけるインターネット上の人権侵害防止と被害者支援の制度整備について、申し上げたいと思うんですが、ご承知のようにインターネット上ではいまだに部落差別の所在地情報や、特定の個人や集団に対する誹謗中傷、差別的な言説が野放しになっている現状があります。障害者、在日外国人、LGBTQの方々に対する偏見の助長も深刻であり、看過できない問題です。昨年の全国部落調査、復刻版事件の東京高裁の判決では、いわゆる差別されない権利が、司法の場で認められて人格権を尊重する流れが広がりつつあります。さらに本年 4 月からは、情報流通プラットフォーム対処法、いわゆる情プラ法が施行され、SNS、事業者に対しての差別や誹謗中傷といった、権利侵害情報への迅速な対応が義務づけられました。これは健全な情報流通と被害者救済を促進するための重要な立法です。東大阪市においても、2023 年に人権尊重のまちづくり条例が改正され、事業者の役割が明確に位置付けられました。これを受けて、今こそ、市として、人権侵害に対する取り組みをさらに、前進させるべきではないかと考えております。そこで、私どもは（仮称）東大阪市インターネット上の人権侵害等の防止及び被害者救援に関する条例の制定を強く要望いたします。あわせて、以下のような具体的な取り組みもお願いしたいと考えています。1 つは、誹謗中傷や差別的言動の監視、通報体制の強化。また被害者への心理的法的支援の提供、市民、事業者へのインターネットリテラシー教育の充実。SNS の事業者との連携による迅速な対応体制の構築がございます。誰もが安心して暮らせるインターネット環境は、地方自治体が担うべき重要な使命の 1 つと考えています。市としてこの課題に真正面から取り組んでいただけることを、心より願っております。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

潮谷会長

高橋委員、ありがとうございます。インターネット条例を進める必要性ということで、ご説明いただいたかと思っております。他の方、何かご意見、条例制定ということに向けて進めていく中で、何かご質問等もあればですね、言っていただけたらと思っています。

李委員

近畿大学の李嘉永でございます。事務局からインターネットに対処する、条例制定に向けた、方針をお持ちということと、高橋委員からも、非常に重要な、ご要望を承ったということでありまして、この審議会に参加するにあたって重要課題であろうかというふうに今感じております。その点に関して申し上げますと、本日の資料にも添付していただいておりますが、いくつかの地方自治体ですでに、インターネット上の誹謗中傷等をですね、防止、対策するための条例がいくつか制定されている状況かと思えます。とりわけ大阪におきましては先ほど少し言及がございました、大阪府の条例ができ上がっていて、現在、運用が始まっているところかと思えます。そういった状況を踏まえて、もし今の時点で、こういった内容の条例をご想定されているのかというのを、現状こういうものがあればというような、案といいますか、簡単な柱があれば、お聞かせ願いたいというのと、特に私が感じているのは、こういった権利侵害、人権侵害に当たるコンテンツを含め、適用対象にするのかによってかなり設計が変わってくるように感じております。また、こういった対処までを想定するかによってもいろいろ変わってくるのかなと思えます。例えば被害を受けたという方の相談体制をどうするのか。それを受けて、権利侵害に該当する、書き込みなりコンテンツなりを発見をしたときに、どこまで対応するのか。大阪府の場合は説示というところで、それはそれで、それなりの効果があるものであろうというふうに思いますが、最終的に削除までいけるのかということ、削除要請に留まっていて、どこまでできるのかというような問題もあろうかと思えます。そうした点で、どこまで踏み込むか、また、大阪府の条例との関連性といいますかどこまで連携をしていくのか。その点で申しますと、こちらの、大阪府のパンフレットを掲載していただいておりますけれども、そのネットハーモニーというチラシ、こちらが実際に被害が起きた方がご相談される相談窓口のような機能をはたしているようですけれども、こちらに誘導するという設計なのか、はたまた東大阪市においても同種の窓口を設定することなのか、これによっても、条例の建て付けというのが変わってくるのかなという感じがします。いろいろ申し上げましたけれども、現時点でもしこの程度のことを考えているという案がございましたら、お聞かせいただければと思います。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。府の条例もある中で、また、府で対応していることもあり、そういったところとの関係と、市がそもそもどこまでを対象として、どのような対応をしていくという方向性、もし現時点でそういった柱っていうところがあればお話いただきたいです。よろしくお願いいたします。

事務局

まず 1 点目のご質問いただきました建て付けのところにつきましては、この後、審議会の中でのご意見をいただきながらの検討というところもちろんでございます。ただ最初市長の方からご挨拶申し上げたように、1 つはこの 4 月にいわゆる情プラ法ができて、状況が

少し動いているところがございますので、国の動きを見ながら、国として対処するところ、都道府県として対処するところ、それから市民・住民に一番近い自治体として対処するところ、それぞれの役割がございますので、このあたりは他市の条例・他市の取り組みなんかをみながら、現在研究中ですので、次回の審議会で、我々の考え方についてはお示しをさせていただけたらと思っております。ただ、他自治体の例を見ますと、やはり他機関との連携であったり、住民に対する相談支援の重要性、それから何よりもやはり啓発をきちんとする。市長も申し上げ、先ほど事務局からもご説明しましたが、住民が加害者にも被害者にもならない、インターネット上の人権がどういうものか、どういうことを引き起こしてしまうのかについて、きちんとお伝えすることから始めないといけないっていうところを、我々は一番大事にしないといけないと考えております。この後各委員皆様からの今お持ちのご見解も聞かせていただきながら、それから我々この後の研究成果も踏まえながら、次回審議会で、基本的な条例の建て付け等をお示しさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

潮谷会長

ありがとうございます。やはり、情プラ法の実施がどこまで機能するのかっていうところで市の役割も少し変わってくるだろうということですね。そして何より重要なことはやっぱり啓発、教育、情報提供というところだというような考え方だったかと思います。また、そういった今後のこの範囲、対応のレベルについては、様々なご意見を皆さんに出していただけたらなと思っております。他何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

田中幸子委員

初めてこの会議に参加させていただいてますので挨拶も含めまして、東大阪市意岐部地域人権協会の協議員の田中幸子と申します。この度、東大阪市人権尊重のまちづくり審議会に参加させていただくことになりましたが、何分こういう審議会への参加の経験はほとんどありません。一市民の立場で発言をさせていただけたらと思っております。インターネットは私たちの生活にはなくてはならないものだし、本当に便利なものだと感じています。その一方でインターネット上には本当に何を考えているのだろう、こんなひどいことを言っ、何が嬉しいんだろうと思うような人の気持ちを考えないこと、平気で人を傷つけるような誹謗中傷やプライバシーの侵害など、様々な人権課題もあると感じています。諮問にもありましたが、東大阪市においても、インターネット上の人権侵害に適切な対応を考えていただければと思っております。私も、委員の皆様といろいろお話をさせていただければありがたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

潮谷会長

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。活発にご意見出していただけたらと思っており

ます。他、何かありますか。それでしたら、お一人お一人、先ほどお名前だけご紹介させてもらいましたが、自己紹介も含めて、ご活動を教えていただいて、さらにこのインターネットについてのご意見を改めて言っていただけたらなというふうに考えております。では私の方からまずお話させてもらおうと、私前回のこの審議会の方も会長という形で対応させてもらいましたが、もともとは大阪府の人権協会で、人権相談の方、アドバイザーという形で携わらせてもらっております。毎年、100 近い困難な人権相談というのを、各市町村の人権相談窓口から集めまして、そこから 4 事例選定して、大阪府下の中で 4 地域に分けて、実際の人権侵害について検討すると。その内容をちょっと変えて大阪府の人権協会のホームページに掲載するということをさせてもらっています。その中で東大阪市からも毎年人権侵害の事例というのを挙げてもらってますし、今までも検討を行ってきたという経緯があります。人権事例というのは、深刻な、本当に生き死にに関わるような人権侵害の事例でして、根深くやっぱりそういった人権侵害っていうものが積み重なって、大きな問題になってきているっていうのがわかってきています。ですのでこういったインターネットも、早くから対応していくことで、人々の生活であったり子どもの価値観であったりっていうのは、すごく変わっていくだろうなと思っておりますので、この条例制定の中で、様々な取り組みが、行っていけることができたらいなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。では副会長の方からお願いします。

茨木副会長

副会長の茨木でございます。よろしくお願いいたします。私は東大阪人権擁護委員でございまして、主に、国、府、東大阪市、各々のセクションから、もちろん人権問題に取り組んでいるのですが、さっきおっしゃったように、インターネットの被害といういろいろな問題が起こってまして、我々主に大阪府の方で活動をしていますが、例えば大阪府でしたら、ここで載っています人権電話相談がございまして、その中には、子どものための人権 110 番とか、またみんなの人権 110 番、女性問題の人権 110 番というコーナーが分かれています。そこで、大阪府庁の横にあります、法務局の方で、人権擁護委員が出張というか、その部屋をいただきまして、そこで電話番をして、そこからいろいろな人権問題を聞いております。特に子どもの人権に関しては、非常に問い合わせが多いので、子どもの相談かなと思えば、ほとんどはその保護者、親からの電話です。うちの子はこうされたけどということをいろいろ相談受けておるのですが、現実には子どもから直接電話いただいたのは 10 件あったら 1 件ぐらいかなと思います。そこでは子どもが、ちょっと説明をしにくい部分もあるかなと思いますけども。主に保護者の方から意見聞き取って、中には、私どもの判断ですが、そうですかという部分もございますけども、実際には、ちょっと深刻な人権相談というのも市にはあるんじゃないかと。そこら辺につきましては法務局職員と、また今人権相談におきまして、カウンセラーがついておりまして、私どもだけではわからないような人権相談の内容も相談しながら、10 年以上ぐらい前からやっておりますが、なかなか進展といい

ますか、こういうことがあるんかというようなことは、どんどん情報として入っておりますけれども、その中で特に、これはちょっと悪質というかひどい人権問題、またいじめ等あるのであれば、ちょっと 1 回調査させていただきまして、相談者は必ず相手がおりますんで、その相手の方からも意見を聞きながらやっています。女性の問題につきましても、みんなの人権、人権何でも構いませんよというコーナーを設けてますんで。ただ、今後東大阪市においては、費用は何とかなるかもわかりませんが、まだ聞いてない。実際にはあることはあるのですけども、例えば東大阪市の市役所に行って、そういう相談はほとんど人権擁護委員がたまには対応させてもらいますけども、我々の集団がですね、府、東大阪市っていうのはございまして。それがですね八尾市と柏原市と東大阪市合同で分担しながらやっておるという。いろんなことをやっているのですけども、なかなか、特にインターネットにつきましても、非常に難しい問題も含んでいますので、単独で我々人権擁護委員ができない部分もございまして、そこは非常に苦慮している部分はございます。いろんなことをやっているのですけど、なかなかまだ、人権擁護委員会においても、ゴールは、見えてないなというのが現状でございます。そこら辺を、動いてくれはる、いただける、東大阪市の方でそういうことがあるのであれば、我々も協力さしてもらいたいと思います。非常に長々申し訳ない。そういうなことをやっておりまして、今後こういうようなことを。皆様のご意見が、我々も参考になるかなと思って期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

村岡委員

Webで失礼いたします。改めまして村岡悠子と申します。よろしくお願いいたします。今回、インターネットについてのお話もありましたけれども、私自身も、業務の関係で言えば、インターネット上の誹謗中傷ということに触れるところはあるのですが、今思うのはインターネットと切っても切り離せない状況の中でやっぱり受けとめる側のインターネットリテラシーを上げていくことっていうのが、まず一つすごく重要なかなと思っています。皆さんやっぱり目の前にいる方ではないから気軽に発言してしまったりとか、あとは事実かどうかわからないのにそれを拡散してしまうということに関して、例えば個人個人はそんなに深く受けとめていない、でもそれがどんどんどんどん広がってしまって、本当に深刻な事態が生じていると思っています。他市の条例等々では、インターネットリテラシーをどう上げていくか、例えば議員・議会が担っていくんだっていう話ですとか、その年齢に応じた教育をしていくんだっていうところを明記しているところもあって、そういうところも参考にしながら、東大阪として重要というところを調べていけるようなになればいいのかなと思っています。ちょっと短いですが、私としてはこのようなことを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

李委員

改めまして、李でございます。近畿大学の人権問題研究所というところで勤めておりまし

て、普段学生さんに人権問題についての講義をしたり、人権問題についての調査研究をしたりということをしていただいているのですが、インターネットの問題に関しては常々、もちろんいろんなSNSのプラットフォームが多数出現をし、そしていろんな人たちが使っている。使っている分には、これは私自身も、SNSを使って、情報発信するというのは、これまで情報発信できる人たちというのはメディアの人たちに限られていたのが、一般人でもいろんな情報発信できるという意味では、人権を拡張する側面もあるけれども、それを悪用する人たちもいるのだと。ただ、両面あるということを念頭において、じゃあその悪質なものをどういうふうに分けて、どう対処するのか、ここはなかなか悩ましい問題ではあるわけですけども。しかし、情プラ法というのが今回法改正をされて、プラットフォームがそういった権利侵害に関わる、内部での体制の整備をやるようにという方向性が出たというのは、何が悪いものであるのか、何が悪いコンテンツであるのかというのがある程度基準ができるようになるんだらうというふうに感じております。そうした点では、こちらの東大阪市でどういった条例を作るかということが今後検討されるということで、それを待ちたいと思いますけれども、そしたら悪質な書き込みとはどういうものかというの、順次、明らかになっていくだろうと。ただプラットフォームによって、考え方がまちまちになってくるとすることも想定されますが、それをどうするかという、もう少し踏み込んでくれというふうに東大阪市として要望するということも必要なのかわかりませんが、その点も含めて、各事業者との連携をどう伝えるかという重要な課題なのかなというふうに思っております。あともう1点だけ申し上げますと、ネット上での人権侵害という或いは誹謗中傷というのが、ネットだけでとどまっている場合と、ネットから飛び出て、現実世界に飛び火してくる事例というのは時々あると思っています。そうした場合にはインターネット上の問題からもう少し踏み込んで現実世界での、例えば、東大阪市でも民団の事務所にハンマーが投げ込まれたという事例がありました。実行犯は、インターネット上で在日コリアンに対する偏見を募らせてやってしまったという、こういうエスカレーションというのがあり得ると思いますので、そのエスカレーションした場合に、既存のいろんな施策、或いは、警察との連携ということが必要になってくるだろうと思いますし、そういった面も展望しながら良い条例作っていただければいいなと思いますし、また良い条例ができるように私としても尽力していければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

濱田委員

身体障害者福祉協会副会長をしております。濱田康子です。私自身は視覚障害と、脊髄炎を患っておりますので、重複障害なのですが、差別解消法っていう法律ができて、できないことを助けていただくっていう、例えばキャップが開けられなかったら開けていただくとか、そういう簡単なことを手伝っていただけるっていう、法律ができたのはいいんですけども、まだ盲導犬に関するお店の、行けるところと行けないところがあるみたいで、盲導犬ユーザーの方はまだまだ

困っておられるみたいです。私が思うには先ほど、おっしゃっていたように実際に正義感を持って、犯行におよんでしまう方がたまにおられるっていうことが、何というか現実世界とネットでの世界とをごちゃまぜにしてしまうというか、そういう方々の思想っていうのは一体何なのかなとちょっと理解できないんですけれども、それが発展したら、例えば暗殺とか、そういう行動に走ってしまいますよね。前の岸田首相もねられましたし、奈良県で、悲壮な事件も起こりましたし、そういったことまで行かないようにするにはどうしたらいいのかということをもっと皆さんで話し合わないといけないのかなということと、あともう1つ、そこは、国の話になるかもしれないんですけれども、日本の法律で刑罰というのが、余りにも軽過ぎるような気がするんです。本当に追い詰められた方は自殺まで考えるのに、その追い詰めた人への刑罰がないために、その人は、ただ反省を促されるだけで、牢屋に入ることもなくいるということがニュースとかを聞いて、とても憤懣やる方ない思いをいたしております。なので、実際にこんなことをしたら、こんなふうな刑罰があるとか、先ほどおっしゃったように啓発とか、学習ですよ。そういうふうなことは、もっともつとしないといけないのかなと思っています。それと、若者たち、やっぱり親の所得によって、教育が変わってくる若者たちが、闇バイトとかに流れてしまって、自分の免許証やら何やらそういう情報を取られてしまったために、しないと仕方なくなって、犯罪を起こしてしまうっていうこの現在起こってる事例に対しても、この間テレビで聞いたのですけども、本人たちがすごくボキャブラリーが少なくって、人間関係ができない人。そうかそうかって聞いてくれたりとか、ちょっと優しくしたら、なびいてくるっていうんですよね。集める人が。そういう、高校生以上だったらもう大人なんですけれども、そういう実際に見守ってくれる大人たちが、昔に比べて今はとても少なくて、他人との関係がとても希薄で、親御さんたちも知らない人にはついていけないようになっていうふうなことを、とても強調されるので、それが、逆にというかそうさせてるのかなと思ってとても悲しくなっています。まとまりのない話ですけど、意見です。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

田中宏一委員

今回初めて参加させていただきます田中宏一と申します。私は教育委員をしております。あと社会福祉法人青山会というところで理事をさせてもらっています。こちらは知的障害者施設です。あと、株式会社ほほえみの里というところで、有料老人ホームを運営させていただいておりまして、教育と障害福祉、高齢介護を主にメインで対応させていただいております。教育でしたら先ほど皆様からお話があったようにいじめ問題。障害福祉でしたら先ほどお話があったように差別。高齢介護でしたら虐待。会社とかでしたら、人間関係のもつれ、様々日々向き合っているところで、まだまだ答えが出てない状況で、皆様と一緒に、協議、お話を聞きながら、話を進めていきたいなというふうに思っております。インターネットにつきましては、明らかな誹謗中傷というのが目立つかもしれないですけども、僕のイメージは「におわす」といいますか、明らかなそういうものではなくて、何か暗ににおわせているようなものが結構増えていて、そこら辺はなかなか、判別がつかなくてというところが結構多くなっているなというふうに思っていま

す。なので、こういう話、条例とかになりますと、やはり禁止事項とか、駄目だとかいう形になると思うのですけれども、やはりインターネットで不幸になる人もいれば、インターネットでより良くなり、或いは助かったよという方も絶対いると思う。東大阪の条例につきましては、そういった禁止だけではなくて、導いていけるような、条例その他周りの施策をやっていくのはどうかと、考えているところです。以上です。

池畑委員

人権擁護委員の池畑と申します。先ほど、擁護委員の仕事というのは茨木副会長の方からお話があったと思うのですが、少し補足させていただけることとしましては、私自身は子どもの人権教室というのを、幼稚園、小学校、中学校に行かせていただいて、いじめの啓発とかをさせていただきます。その中では、携帯電話会社さんと一緒に、スマホ人権教室というのもさせていただいています。特にスマホで子どもたちはメッセージアプリですよね。メッセージアプリなどは言葉の1つ1つの受け取り方で随分変わってきてそこからいじめが始まるということで、携帯電話会社さんと一緒に回らせていただいたりとか、最近は擁護委員の中でも、大阪法務局本局の方でメッセージアプリ相談というのもさせていただいて、こちらの方が相手は思春期の子どもたちで、すごいこととかを送ってくるのですけれども、こちらの対応は一对一ではなくて、専門家もついて対応させていただいてますので、そういう意味では、その中からやはり、誹謗中傷の言葉で傷ついた、こんなことがある、学校でこんな風でと、言葉で言いあわせえないような、本当に聞いていても傷つくような、そんな内容も、多々あります。そんな中ですので本当に、相手は何気なくいう誹謗中傷かもしれませんけれども、やっぱりその人にとっては大人も子どももそうですけれども、受け取る側としてはすごく落ち込む、嫌になる、それこそ命を落とすということもあるかもしれません。なので今回の条例については、私も皆さんとともに、そういう経験を踏まえながら、一緒に、条例を作っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

潮谷会長

皆さん、それぞれご紹介と、ご意見をいただきました。本当にありがとうございました。様々なご意見をお聞かせいただいて、今後このインターネット人権侵害に関する、方向性というところの、素地になったかというふうに思っております。やはり、この条例化ということに当たりましては、李先生からもありました、対象とか運用方法というのは、かなり難しいものがあると思っておりますので、引き続き、皆さん様々なご意見を出していただいて、この審議会を進めて参りたいというふうに思っております。今後は他市との比較とか、情プラ法の実際というところも情報提供いただきながら、特に今日は、この条例についての否定的なご意見というのはなかったかというふうに思っておりますので、進めていくにあたって、さらに、こういった他市の取り組み、情プラ法の実際というところで、事務局からご提供いただきながら、実施をさせてもらえたらなというふうに思っております。最後に何か一言ある方いらっしゃいますか。はい。お願いいたします。

す。

高橋委員

最後に少しだけ。インターネットによる、動画配信サイト等で、地名がさらされている。現に、そういうふうな事象が起こっております。それで、日頃学校の教員の先生方とか、下は小学校3年生から、いろんな方が人権の話とか、いろいろ学校に行って話をさせてもらったりしているんですけども、このごろもう高学年ぐらいになったら動画配信サイトとか見ているのでね。子どもたちに聞いて、将来何になりたいかといったら動画配信者になりたいとかね、そういう時代になっていますので、本当に怖いです。本当に腹も立ちます。もう1つ言えば、東大阪市だけじゃなくて全世界がそうなんですけれども、特に東大阪市なので東大阪市の話をさせていただきますけれども、東大阪市の中で、良い土地も悪い土地もないですよ。そこにはそれぞれすてきな営みが必ずある。それを、そんな偏見に満ちたような描き方で、全世界に流布されて、本当にもう考えただけで悔しいような、インターネットにその地域を挙げられてるということに対して思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

潮谷会長

高橋委員、ありがとうございます。大変貴重なご意見を最後にいただいたかと思っております。それでは、特にご意見ないようでしたらこれで閉会としたいと思います。

以上